

口座開設をされるお客さまへのお願い

平素より、島根中央信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

最近、振り込め詐欺等で預金口座を悪用した金融犯罪が社会問題となっております。

当金庫ではこのような犯罪に悪用される口座の開設を未然防止するため、口座を開設されるお客さまに下記の事項についてご協力をお願いしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 口座開設は最寄りの本支店にてお手続きください

口座の開設は、原則、ご自宅やお勤め先の近くで、ご利用に便利な本支店にてお手続きください。遠隔地の本支店をご希望される場合はご利用目的をお伺いさせていただき、場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

2. 複数の口座を開設することはご遠慮ください

当金庫では、原則、お客さまの普通預金口座はお一人さま1口座とさせていただきます。

すでに当金庫口座をお持ちの場合は、既存の口座をご利用ください。

複数の口座を希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただき、場合によっては開設をお断りすることがございます。

3. お取引内容をお客さまに確認させていただくことがあります

不自然なお取引が発生した場合は、お取引内容を確認させていただき、その口座の利用を停止させていただく場合がございます。

4. 口座売買等の禁止について

当金庫の預金規定により、第三者による口座の利用や口座の譲渡は禁止されております。第三者による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座の利用を停止させていただくか、解約させていただくこともございます。

5. ご本人確認のため、写真付きの書類をご提示ください

ご本人さまであることを確認させていただくため、運転免許証、マイナンバーカードなどの写真付きの書類をご提示ください。写真付きでない本人確認書類をお持ちの場合には、別途、公共料金領収書等の書類をご提示いただくなど、ご本人さまの確認をさせていただきます。場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。